

回覧

令和2年3月17日

各 位

かすみがうら市長 坪 井 透
(農林水産課扱い・公印省略)

たけのこの出荷・販売に係る注意事項について

かすみがうら市内において放射性物質の影響により平成24年3月28日に出荷自粛が要請されたタケノコにつきましては、平成28年7月13日付で出荷自粛措置が解除となりました。

規制解除後は市で管理する生産者台帳への各種登録が必要であり、また、毎年出荷・販売前に市（又は県）の検査を行い安全性が確認できなければ出荷・販売等は出来ませんのでご注意願います。

出荷・販売等にあたっては次の①～③の全てが条件となります。

- ① 対象となるタケノコの採取地番が生産者台帳に登録されていること。
- ② 生産者台帳に出荷先が登録されていること。
(未登録の店舗等へのお荷等は不可)
- ③ 毎年、出荷・販売前に市（又は県）の検査を行い安全性に問題がないこと。

※過去に県の放射能検査を実施している生産者の方は市の放射能検査で問題なければ出荷ができます。

※新規生産者の方は市の放射能検査と県の放射能検査が必要となります。検査期間が一週間程度かかり、検査結果が出るまで出荷ができないことをご理解ください。また、たけのこの放射能検査には、1cm程度に角切りされたたけのこを約1kg提供していただきます。

連 絡 先 かすみがうら市都市産業部農林水産課産業振興担当
電話：029-897-1111（内線2504）